

第 2 期四日市市子ども・子育て支援事業計画中間改訂版（案）について

1. 子ども・子育て会議（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）後の対応

No.	意見の概要	市の考え方・対応
1	市の広報や、ホームページを見ていない人も多いと思うため、課題を持った人、課題を解決したいと思っている人たちにいかに施策を周知していくかが重要と考える。	重点 2 家庭への生活支援 （1）妊娠期からの途切れのない支援に「よかプリコ等を活用した情報発信」を追加します。
2	子ども食堂等支援事業について、地域の団体が子ども食堂を始めようとするにはハードルが高いと思われるため、改善をお願いしたい。	より活用していただきやすい事業になるよう補助金額の上限や補助率を上げるとともに、対象経費の見直しを行います。また、拡充事業であることがわかるように明示します。

2. 教育民生常任委員会協議会（令和 4 年 1 2 月 1 3 日）後の対応

No.	意見の概要	市の考え方・対応
1	P55 6 計画の指標及び目標について、より子どもの貧困対策として望ましい成果指標の検討をして欲しい。	新たに「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」と「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」の 2 項目を追加します。
2	子どもの貧困対策計画の名称について、子ども達が前向きな気持ちになれるネーミングを検討して欲しい。	「子どもの貧困対策計画」から「子どもの未来応援計画」に変更します。修正箇所は、目次、P1～2、P24、P41 です。

3. パブリックコメント（意見募集）の結果について

(1) 募集期間

令和 4 年 1 2 月 2 6 日（月）～令和 5 年 1 月 2 5 日（水）

(2) 意見提出

意見提出者数 1 名

意見提出件数 1 件

No.	意見の概要	市の考え方・対応
1	育休退園について、津市や鈴鹿市では数年前に育休退園は廃止されている。育休退園の一番の問題は“育休から復帰する際に退園した園児の行き先が決まっていないこと”や“保活をはじめからやり直さなければならず、最悪育休延長や兄弟別々の園に通わなければならないこと”である。育休退園について何か改善をするのかどうか方針を明らかにしていただきたい。	育休退園に伴う種々の課題は市としても認識しており、量の見込みと確保方策の見直しを目的とする本素案におきましては、育休退園者数を踏まえた量の見込みとしたうえで、提供体制を拡充する計画に見直しております。

4. その他の主な修正

No.	修正概要																																																						
1	<p>P6～23の「地域子ども・子育て支援事業の見直し」について、各事業の②と③をまとめて記載します。</p> <p><修正前></p> <p>② 利用実績の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用者数（人）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ利用者数（人）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 見直しの考え方と量の見込み・確保方策</p> <p style="text-align: right;">（年間延べ人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み（目標事業量）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②提供体制の確保の内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-①</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><修正後></p> <p>② 利用実績の推移と量の見込み・確保方策</p> <p style="text-align: right;">（年間延べ人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2年度 （実績）</th> <th>令和3年度 （実績）</th> <th>令和4年度 （見込）</th> <th>令和5年度 （見込）</th> <th>令和6年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①実績・量の見込み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②提供体制の確保の内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	実利用者数（人）						延べ利用者数（人）						年度	令和5年度	令和6年度	①量の見込み（目標事業量）			②提供体制の確保の内容			②-①			年度	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （見込）	令和5年度 （見込）	令和6年度 （見込）	①実績・量の見込み						②提供体制の確保の内容						②-①					
年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																		
実利用者数（人）																																																							
延べ利用者数（人）																																																							
年度	令和5年度	令和6年度																																																					
①量の見込み（目標事業量）																																																							
②提供体制の確保の内容																																																							
②-①																																																							
年度	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （見込）	令和5年度 （見込）	令和6年度 （見込）																																																		
①実績・量の見込み																																																							
②提供体制の確保の内容																																																							
②-①																																																							

No.	修正概要		
2	P42～55の「5施策の内容」について、既存事業の追加及び令和5年度以降に取り組む新規事業の追加を行います。		
	<既存事業の追加>		
	重点1 子どもへの教育・学習支援		
	P42（1）保育・教育の充実		
	学校教育による学力保障	四日市市学校教育ビジョンを基に、小中学校において、子どもたちが自ら課題を見つけ、考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決できるよう、ICTを効果的に活用しながら、個に応じた指導や対話的な学びを進め、確かな学力の定着を図ります。	指導課
	P44（3）教育・学習の機会均等に向けた支援		
	特別支援教育の推進	子どもたちの教育的ニーズに合わせた合理的配慮を行うとともに、サポートルームをはじめとする多様な学びの場での指導・支援を行います。	教育支援課
	P45（4）体験・交流機会の充実		
小中学校における芸術・文化体験	子どもたちが、将来に夢と希望を持つきっかけとし、将来の選択肢を増やすため、質の高い芸術や文化に触れることのできる機会を提供していきます。	指導課	
重点2 家庭への生活支援			
P47（1）妊娠期からの途切れのない支援			
発達障害等早期支援事業（プロジェクトU-8事業）	ことばや対人関係、学習上の基礎的な能力に課題がある子どもに対し、早期に対応し、園や学校と連携を取りながら、自己肯定感を持って小学校への就学や学校生活を楽しく過ごせるように支援します。	こども発達支援課	
<新規事業の追加>			
重点2 家庭への生活支援			
P47（1）妊娠期からの途切れのない支援			
【新規】 出産・子育て応援事業	妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、身近なところで相談に応じ、必要な支援につながる「伴走型相談支援」と、出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用にかかる負担を軽減するための「経済的支援(計10万円)」を一体的に実施する。	こども保健福祉課	

No.	修正概要		
2	P48 (2) 生活基盤の形成に係る支援		
	【新規】 食品ロス削減のための マッチングの推進	事業者や市民から寄付を受けた食品を子ども食堂、その他食品を必要とする団体にマッチングさせる新たな取組みの実施に向けた検討をします。	生活環境課
	【新規】 養育費確保のための支援	女性のために、離婚や養育費、面会交流など、法律に関する全般的な相談を女性弁護士が行います。また、養育費の取決めに係る公正証書の作成等費用についての補助を検討します。	男女共同参画課 こども家庭課
	P51 (4) 相談支援体制の整備		
【新規】 シングルマザー等のための 家計相談	シングルマザーまたは離婚を考えている子育て中の女性等を対象に、家計や教育費などお金に関する様々な悩みについて、女性ファイナンシャルプランナーが相談対応や情報提供等の支援を行うことを検討します。	男女共同参画課	
3	P42～55の「5施策の内容」について、拡充事業に【拡充】の表記を行います。 P42「就学前教育・保育の質的向上」 P43「スクールソーシャルワーカーによる相談支援の充実」 P48「支援対象児童等見守り強化事業」、「子ども食堂等支援事業」		
	P47「第2子以降子育てレスパイトケア事業」については、【拡充】の表記に加えて内容についても一部追記します。		
<修正前> 第2子以降の子どもの出産後における保護者の心身の負担軽減を図るため、生まれた子の兄・姉を産後12か月までの間に市内の認可保育園に2回まで無料で預けることができる、一時保育無料券を発行します。	<修正後> 第2子以降の子どもの出産後における保護者の心身の負担軽減を図るため、生まれた子の兄・姉を産後12か月までの間に市内の認可保育園に2回まで無料で預けることができる、一時保育無料券を発行します。 <u>また、対象サービスとして病児保育の追加を検討します。</u>		